



略歴

東京都葛飾区生まれ。春日部高校、法政大学法学部を卒業。京都大学大学院法学研究科法政理論専攻修了・京都大学博士（法学）。法政大学名誉教授。

昭和六三年四月弁護士登録（東京弁護士会）

平成二年四月法政大学法学部非常勤講師

一六年四月法政大学大学院法務研究科教授

令和元年五月日本弁護士連合会司法制度調査会委員長

二年六月日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事

二年一月最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員

六年四月公益財團法人日本弁連法務研究財團常務理事

三〇年四月法政大学大学院法務研究科長

令和二年一月法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事

二八年六月公益財團法人日本弁連法務研究財團常務理事

三〇年五月日本弁護士連合会司法制度調査会委員長

令和二年六月日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事

七年三月最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 令和七年六月二三日 第二小法廷決定
医療觀察法四二条一項の決定に対する抗告の申立書の記載方式や抗告申立ての期間等をどのように定めるかは、立法政策の問題であつて、憲法適否の問題ではない（全員一致・裁判長）。
- 二 令和七年九月二六日 第二小法廷判決
令和六年に行われた衆議院議員総選挙当時において、公職選挙法一三条一項、別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたということはできず、憲法二四条一項等に違反しないとした多数意見の結論に賛同しつつ、本件選挙区割りの下で行われた小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であつたとの意見を付した。
- 三 令和七年一二月二三日 第二小法廷決定
大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の各規定と軽犯罪法一条二三号との間に矛盾抵触はなく憲法九四条には違反しない（全員一致）。
- 四 令和八年一月九日 第二小法廷判決
国家公務員宿舎の住戸について国有財産法に基づく使用許可を受けた県は、その権利を保全するため、同住戸の占有者に対する國の所有権に基づく建物明渡請求権を代位行使して、同占有者に対して同住戸の明渡しを求めることができる（意見付加）。

裁判官としての心構え

制定された法が、その役割を十分に果たすためには、その法に関する充実した解釈論を構築する必要があり、そのためには最高裁判所の判例が果たす役割が誠に大きいと考えています。現実の紛争事件の解決のために法を適用することが司法の使命である以上、その使命を全うするためには適切な法の解釈を試みることに専心する所存です。「法律学は、実現すべき理想の探求を伴わざる限り盲目であり、法と社会との現実的関係に注目しない限り空虚であり、法的構成つまり法解釈の厳密な論理構成を伴わない限り無力である」、これはある高名な民法研究者の言葉として私の恩師から教わったものです。私は弁護士だった当時からの言葉を大切にしてきました。この言葉をこれからも大切にして、最高裁判所裁判官として、当事者の主張をよく聞き、謙虚に、そして真摯に職務に取り組んでまいりたいと思っております。